

岩手県監査委員告示第52号

監査結果の公表（平成27年岩手県監査委員告示第47号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年12月15日

岩手県監査委員 高 橋 元
岩手県監査委員 嵯 峨 壱 朗
岩手県監査委員 吉 田 政 司
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1 監査対象機関名 岩手県教育委員会事務局スポーツ健康課

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成27年7月15日

(2) 本監査実施日 平成27年8月27日

3 監査結果の公表の日 平成27年10月6日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
旅費の精算に当たり、旅行完了後相当期間経過してから精算しているものが2件、301,726円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	旅費の精算に当たっては、行程等を確認し、旅行完了後速やかに精算することとし、再発防止に努めることとした。